

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 49 号 説 明 資 料

令和8年8月28日

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2
参考資料	3～4

町 民 課

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正概要

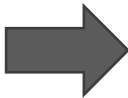
出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）が公布され、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されたことに伴い、規定の改正を行うとともに、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）が改正されたことに伴い、引用条項を整理する規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う規定の改正

（改正箇所：第11条第2項第1号）

コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付申請手続きに使用可能なカードを、次のとおり改めるものです。

現行		改正後
・個人番号カード		・個人番号カード ・ <u>特定在留カード</u> ・ <u>特定特別永住者証明書</u>

(2) 電気通信事業法の改正に伴う規定の改正

（改正箇所：第11条第2項第2号）

電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号が新設されたことにより、移動端末設備（スマートフォン）について規定している号が繰り下げられたことに伴い、同法を引用している号を、次のとおり改めるものです。

現行		改正後
電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 <u>2 号</u> ロ		電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 <u>3 号</u> ロ

(3) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町印鑑条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第10条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請) 第11条 省略 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。 (1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。） (2) <u>移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u> 第12条～第22条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第10条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請) 第11条 省略 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。 (1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u> (2) <u>移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u> 第12条～第22条 省略

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

参考資料

現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
 - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
 - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、
マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっております。
在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ
赴く必要あり。

現行在留カード



現行マイナンバーカード



2つのカードが一体化

入管法

1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
- 義務ではなく、一体化しないことも可能。

2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

- 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。
- ※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口

3. 券面・有効期間

- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
 ※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）



新様式の特別永住者証明書のデザイン、記載事項

参考資料

● 新様式の特別永住者証明書のデザイン

- 改正法では、カードに記載される事項が変更され、新様式となる。
- 特定特別永住者証明書の記載事項等は新様式と同一となり、マイナンバーカードのデザインを基本としている。

特別永住者証明書 + 個人番号カード
2つのカードが一体化



特別永住者証明書（現行）



新様式の特別永住者証明書



特定特別永住者証明書

● 証明書に記載される事項 ※法務省令で定める事項について、変更の可能性あり

特別永住者証明書（現行）	特定特別永住者証明書及び新様式の特別永住者証明書
- 氏名、生年月日、性別、国籍・地域 - 住居地 - 顔写真（16歳以上） - 特別永住者証明書番号 - 特別永住者証明書の有効期間満了日 - 特別永住者証明書の交付年月日 ※ 赤字の事項は今後記載されない	- 氏名、生年月日、性別、国籍・地域 - 住居地 - 顔写真（1歳以上） - 特別永住者証明書番号 - 特別永住者証明書の有効期間満了日 変更 - 券面に記載される事項 - 同証明書の交付年月日 - 上記事項を入管庁長官が記録した旨 証明書内のICチップに記録